

平成 20 年 6 月 20 日

国土交通省近畿地方整備局長

布村 明彦 様

淀川水系流域委員会・元委員長 芦田 和男

同 寺田 武彦

同 今本 博健

### 声 明

本日 6 月 20 日、淀川水系の管理者である国土交通省近畿地方整備局（以下、近畿地整）は、自らが設置した淀川水系流域委員会の「淀川水系河川整備計画原案」についての最終的な意見を聴くことなく、「淀川水系河川整備計画案」を記者発表された。

いうまでもなく、河川管理者は、立法者の意思すなわち法の趣旨・目的の範囲内において権限を有するにすぎない。

改正河川法第 16 条の 2、第 3 項は、河川管理者が「必要があると認めるとき」に「学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」と規定していることから、河川管理者の意見聴取についての「必要性の判断」がもつ意味はきわめて大きい。

近畿地整はこの必要性判断を行い、学識経験者の意見を聴く方法として淀川水系流域委員会を設置したわけであるから、河川管理者は、流域委員会の意見を聴く法的責任を負うとともに、その意見を十分配慮・反映して河川整備計画案を作成する法的義務を負っている

行政の使命は、国民の基本的人権を擁護することであり、それは、法に従い、法の趣旨・目的に従って政策を実行・実施することであるが、近畿地整の今回の行為は、この使命を逸脱する無謀な行為であり、河川法に違反する暴挙である。

われわれ 3 名は、改正河川法の趣旨にのっとり、新たな河川整備を目指して真剣に審議してきた第 1 次および第 2 次の流域委員会の委員長として、近畿地整の今回の行為に大いなる遺憾の意を表明するとともに、流域委員会の最終的な意見を聴き、それを十分配慮・反映した淀川水系河川整備計画案を再提示されることを要求する。

以上